

新型コロナウイルス感染症対策の主な支援窓口

〈5月19日時点〉支援策は日々更新されています。最新情報は各相談窓口、ホームページなどでご確認ください。

個人・世帯向け

給付	すべての人へ	特別定額給付金	基準日(令和2年4月27日)に住民基本台帳へ記録されている人に対し、 1人当たり10万円を給付	経営戦略課政策推進係 ☎72-2111
	子育て世帯へ	子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、 対象児童1人当たり1万円を支給 ※対象世帯には、5月中旬に案内を送付しています	子ども育成課 医療・手当係 ☎72-2111
	国民健康保険・後期高齢者医療の加入者で、感染などにより収入が減った	傷病手当金の支給	給与の支払いを受けている人で、感染などにより、仕事を休み、収入が減った人は、傷病手当金を受け取れる場合があります。	国保年金課 国保係、医療年金係 ☎72-2111 ★詳しくは、6ページをご覧ください
貸付	生活資金に不安がある	緊急小口資金 〔無利子〕 〔無保証〕	貸付上限 10万円以内 (学校休業等の特例 20万円以内) 据置1年以内、償還2年以内	小郡市社会福祉協議会 ☎73-1120
		総合支援資金 〔無利子〕 〔無保証〕	貸付上限 2人以上 月20万円以内 単身 月15万円以内 据置1年以内、償還2年以内	
猶予・減免	納税が難しい	市税・国民健康保険税の納税猶予	担保の提供や延滞金の支払いをせずに、1年間の納税の猶予を受けることができる場合があります。	収納課収納係 ☎72-2111
	国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が払えない	国民健康保険税の減免、納付の猶予	一定程度収入が下がった場合、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の減免や納税の猶予ができることがあります。	国保年金課 国保係、医療年金係 ☎72-2111
	国民年金保険料が払えない	国民年金保険料の免除・納付の猶予	収入減少により国民年金保険料を納付することが困難な場合、免除や納付の猶予ができる場合があります。	
	水道料金、下水道使用料・受益者負担金の支払いが困難	支払いに関する相談	水道料金、下水道使用料・受益者負担金の支払いに関する相談	下水道使用料・受益者負担金に関すること 下水道課管理係 ☎72-2111 水道料金に関すること 三井水道企業団 ☎72-5106
住まい	家賃が払えない	住居確保給付金	離職や休業などによる収入減少で住居を失う恐れのある人に対し、家賃相当額(上限あり)を支給	小郡市社会福祉協議会 ☎73-1120

事業者向け

給付	国の持続化給付金または福岡県持続化緊急支援金を受給した	(小郡市独自) 新型コロナウイルス感染症対策事業者応援金	一律 10万円 (1回限り)	商工・企業立地課 商工観光係 ☎72-2111 ★詳しくは、6ページをご覧ください
	売上げが前年比50%以上減少した	持続化給付金	給付額(上限) 200万円(法人) 100万円(個人事業)	持続化給付金事業 コールセンター ☎0120-115-570
	売上げが前年比30%以上50%未満減少した	福岡県持続化緊急支援金	給付額(上限) 50万円(法人) 25万円(個人事業)	福岡県持続化緊急支援金相談ダイヤル ☎0570-094-894
<p>混み合うことがあります。LINEで質問できますので、併せてご利用ください</p> <p>LINEアカウント LINEのID: @kyufukin_line </p>				
補助・助成	賃金が払えない	雇用調整助成金	一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。	厚生労働省 コールセンター ☎0120-60-3999
	デリバリー・テイクアウト、テレワークに取り組みたい	中小企業の経営革新等支援	①デリバリー・テイクアウトの取組支援(補助率4分の3、上限50万円) ②テレワーク導入支援	福岡県 ①新事業支援課 ☎092-643-3449 ②中小企業振興課 ☎092-643-3425
	従業員が小学校などの休校で休業した	小学校休業等対応助成金・支援金	1日当たり8,330円を上限 に賃金相当額を助成します。フリーランスの人の場合は、 1日当たり4,100円(定額) を助成します。	学校等休業助成金・支援金等相談 コールセンター ☎0120-60-3999
貸付	資金繰りのため融資を受けたい	【福岡県融資制度】 緊急経済対策資金	融資利率1.3%・保証料ゼロ 融資限度額1億円 融資期間10年以内 据置期間2年以内	福岡県フリーダイヤル 経営相談窓口 ☎0120-567-179
		セーフティネット保証 4号・5号	別枠(最大2.8億円)で借入債務を保証 (4号)100%保証 (前年比20%以上売上げ減少) (5号)80%保証 (前年比5%以上売上げ減少)	
猶予	納税が難しい	納税の猶予	担保の提供や延滞金の支払いをせずに、1年間の納税の猶予を受けることができる場合があります。	国税 久留米税務署 ☎32-4461 県税 久留米県税事務所 ☎30-1012 市税 収納課収納係 ☎72-2111